

## 農作物の種子を守り残そう－種子は地域の財産

保田 茂

### 1. 種子があって作物は育つ

雪雲に被われ粉雪の舞う但馬の節分、鬱陶しい冬から太陽が次第に輝く春への切れ目の季節、昔から豆まきをして邪気を払い、福を招き入れる行事を守ってきた。歳の数だけ大豆を火鉢の火で焼き、口にして無病息災を祈ってきた。寒餅をつき、何本もの細縄に鉄んで、子どものおやつのためにかきもちを天井からつるす風景も毎年繰り返された。節分を過ぎると、春の稲作の準備の時期、まずは種粃の準備を始めるのであった。こうした行事と重なる食べ物の種子は、昔はすべて自分の家で採った種子であった。食べものが食卓に潤沢に届いてこそ、人々のしあわせが確かなものとなる。そのために、先人は様々な行事を守り、豊作を願い、田んぼを耕し、水路を切り開き、種子を大事に守り伝えてきた。いつの時も大地と水と種子は食べ物の基礎なのである。

### 2. 水稻の種子はどこで手に入る

私が子どものころは水稻の種子は自家採種であった。しかも千歯扱きで丁寧に種子を取ったものである。早生、中生、晩生の稲をどこの農家でも栽培し、作業が一時期に集中しないように多品種の種子を大事に残してきた。それほど大きな面積でなくても、一番遅い稲刈りは11月に入って、朝は霧が立ち込めるような時期まで作業は続いていた。旭という品種は味が良く、新米を食べると本当に美味しかったが、脱粒しやすく肩に担いで稲束を運ぶとき、乱暴に運ぶと粃がばらばらと落ち、良く叱られたものであった。

いまは自家採種はほとんど見られなくなった。種苗店にも稲の種粃は置いていない。では、どこで農家は稲の種子を手に入れているのだろうか。実は稲の種子は「主要農作物種子法」という法律の下に国の予算措置の下、各都道府県農業試験場（現在は農業技術センター）が優良品種（奨励品種）を絶えず供給できるように管理し、農協経由で購入できるようになっていて、安心して優良品種（奨励品種）の栽培が可能となっていた。主要農作物とは水稻、麦（小麦、裸麦、大麦）、大豆の三作物のことである。

### 3. 主要農作物種子法の制定（1952.5 制定）

サンフランシスコ講和条約発効の翌月、主要農作物の優良な種子の安定的な生産と普及を国が行うことを規定した法律が誕生した。わずか8条からなる短い法律である。背景には深刻な食料難があった。戦後、急激な人口増と国土面積の縮小、その上に毎年、大型台風が上陸し、大きな被害が発生した。政府は増産を図るために化学肥料の増産に傾注するが、かえって病虫害の大発生を促し、強力な農薬（DDT、パラチオン、セレサン石灰、マラソン等）が次々と田んぼに撒布され始め、一方、耐肥性品種や耐病性品種の期待も高まり、多収穫と良食味を備えた優良品種の開発をすすめることになったのである。

この法律により、地域に普及すべき優良品種（奨励品種）の選定、原原種、原種、一般種子（普及種子）の生産と安定供給（普及）に都道府県が責任をもつことが定められた。品種は地域の自然条件により異なり、国が一律に指導する従前の方法をあらため、都道府県に優良品種の開発の権限を移すことになったわけである。以来、主要農作物種子法の下、農家は稲、麦、大豆の自家採種の必要性もなくなり、かつ、優良品種を安く、かつ安心して購入できるようになった。

### 4. 主要農作物種子法の廃止（2018. 4. 1）

ところが、政府は国会で十分論議することなく、また、優良種子の開発と普及に責任を有している都道府県はもちろん、重要な政策を決める際に審議する農政審議会や関係機関等にもほとんど意見を聞くことなく、規制改革推進会議・農業ワーキンググループ（TPP 日米二国間協議の合意により、外国人投資家の意見・提言を付託する機関として設置）の民間企業が種子産業に参入する上で種子法が障壁になっているとの指摘を機会に、この重要な法律を廃止することを国会で大急ぎで決議し（2017. 3.23）、ついに昨年（2018）の4月1日に廃止してしまった。理由は優良品種の開発が農業試験場等の公的機関に限定され、民間企業の参入の機会を奪っているからだという。さらに、民間企業が参入すれば、安価な種子の供給が可能となり、需要に応じた品種の開発も期待出来るからだという。本当だろうか。従前の制度でも、民間企業が開発した品種は制限を受けることもないし、また、民間企業が開発した種子は安くなるどころか、10倍も高く販売されている（三井化学アグロが開発した「みつひかり」）。民間企業が

種子の開発を手掛けるのは利益が期待できるからであり、特別の種子を高く販売することが目的なわけで、価格が高くなるのは当然でもある。今後、政府は主要農作物の種子をどのように守り、次代に残そうとしているのだろうか。企業任せでうまくいくのであろうか。この先の政策は全く見えてこない。

#### 5. 兵庫県は種子制度を県条例で継続することを決定

幸いなことに、兵庫県では知事や議会の理解もあり、主要農作物の種子制度をそのまま県条例として継続して頂けることになった。誠に嬉しいことである。したがって原原種、原種、一般種子（普及種子）の確保と農家への種子普及のシステムは従前どおり維持されることになった。つまり、優良品種（奨励品種）の開発、優良品種の指定と普及、種子の注文と配布はこれまで通り制度に基づき行われることになったわけである。この制度を運用するにあたり、これまでは多くの予算が国から措置されてきたが、今後は県独自の予算措置が必要となる。それを兵庫県は承知の上で種子制度を維持して頂けることになったのである。法律廃止と同時に、県条例として種子制度を維持する府県は、新潟県、埼玉県、兵庫県の三県にとどまっているが、その後、富山県、長野県等も条例制定に動いている。また、条例ではなく、要項として運用する府県も出てくる予想である。

#### 6. 種子制度は全国に残すべき

兵庫県では、これまで通り種子制度が残されることになったが、それで満足するわけにはいかない。近くの和歌山県、奈良県、大阪府は早々と優良品種の開発、優良品種の指定業務を廃止するとしている。他にも、同様に廃止する府県も出てくるのが予想される。それら地域の農家は主要農作物の種子を今後、何処から入手するのだろうか。種子制度を維持する府県から購入する方法はあるが、制度を残す府県が少なければ、供給力は絶対的に足りないし、高齢化した農村の現状で、配布種子を生産する農家も少なくなっていくことが確実で、今後、さらに供給力は低下する。また、地球温暖化等、異常気象が頻発する時代、気象変化に堪え得る品種の開発が今後重要な農業の課題となる。そのためには多様な遺伝子を維持、保存していくことが重要で、多様な原原種が各地に維持されていなければならない。こんなことを考えると、種子制度は一部の地域で維持されていればそれでいいということにはならない。やはり、種子制度は全国的に維持されることが重要なのである。本来、種子の維持、保存は国の責任というべきである（主要農作物種子法の目的）。

#### 7. なぜ、民間企業なのか

国民の関心が低い（当時、森友学園問題で余は騒然としていた）ことをいいことに、なぜ、こんな重要な法律を大急ぎで廃止してしまったのだろうか。規制改革推進会議の提言だけで国会決議をした経緯から、「農業競争力強化プログラム」（2016.11）が背景にあり、公的な規制を廃止し、民間企業の活用が狙いとしてある。民間企業とは聞こえはいいか、種子開発の視点で言えば、外資系の大企業モンサント社、種子開発を早くから手掛けている三井化学アグロ等の大企業の参画を促そうとしていることは明白である。つまり、公的機関が行っている種子開発の知的集積を民間企業に開放し、大企業の利益を誘導しようとしているのである。もともと、種子法は公的機関が種子開発を行うことで、農家に優良品種の種子を安く安定的に供給することにあつたのであり、この制度のお陰で、米、麦、大豆の優良種子が安く供給され、我が国の食卓を豊かに守ってきた。そこには特別に大きな問題は存在しなかった。民間企業に開放して確実に見通せることは、種子の価格は高くなること、F1種となり、農家は毎年、民間の提供する限定された種子のみを購入せざるをえなくなる可能性があることである。そして、国民として気がかりなのは多様な遺伝子が企業に特許として取り込まれ、あるいは利用しないものは廃棄され、遺伝的な多様性の維持と遺伝子の自由な活用が阻害されることである。

#### 8. 種子をめぐるもう一つの法律「種苗法」

「主要農作物種子法」は名前が示すように、水稻、麦、大豆の主要三作物の種子を守るための法律であり、野菜や果樹の種子には関係がなかった。野菜や果樹についても都道府県試験場が優良品種の開発に取り組んできたが、現実には民間企業の力の方が大きい。すでに種苗店で販売している野菜種子はサカタやタキイといった大手企業が開発した種子がほとんどである。こうした民間企業が開発した品種を登録し、開発者の権利を特許という形で守る法律が「種苗法」である。種子を民間企業に委ねるとどういふことが起るかは野菜の種子ですぐ分かる。つまり、企業が永続的に利益を手にするためには農家の自家採種が出来ない種子を開発（F1種）し、特許で他の企業の追随を

阻止し、種子の市場をわがものにするものである。主要農作物種子法が廃止になれば、当然、残された種苗法で主要農作物の種子の管理について運用することになるだろうが、種苗法は企業の利益を保証する法律であって、種子の公的管理を促す法律ではない。民間企業の利益だけが優先されるようになった時、主要農作物の種子もいつしか野菜のようになっていくのであろうか。将来が心配になる。

#### 9. 今後、農作物の種子とどう向き合うべきか

主要農作物種子法という、国民がほとんど知らなかった法律が俄かに廃止となり、マスコミもほとんど取り上げなかったが、国民の食料生産の基礎である種子の行く末を案ずる一部の研究者や農業関係者の問題提起のお陰で、次第にこの重要性が認識され、作物の種子に対する関心が少しずつ高まってきた。種子は食べられないが、食べ物の基礎である。種子を独占すれば、世界を支配できる武器ともなる。世界には種子を独占せんとする大企業がうごめいていることも事実である。残された法律・種苗法が強化され、企業の利益のみが優先されることになれば、作物の遺伝的多様性は失われ、いざという時の新たな品種の開発が困難になる。あるいは、農家の作りたい品種、消費者が食べたい品種が失われる可能性もある。

気になることは企業が提供した種子の自家採種が法律違反になるといった事態まで起り得ることである。作物の種子、遺伝的多様性は国民が共有する権利であり、種子は昔がそうであったように、地域の財産であらねばならない。種子の公的管理こそ食卓の安全と安定の基礎であるというべきである。

いま、主要農作物種子法復活法案を制定すべきとする世論が高まりつつある。私たちも無関心であってはならないだろう。同時に、農協や農村地域の自治体も無関心であってはならず、その上で、地域住民に対して種子の関心を高める取り組みがあってもよい。また、地域で活躍する昔ながらの種屋さんと連携して、自家採種可能な品種を地域住民と一緒に守っていくことも大事である。さらに、土地を有する人は一品目でも野菜や豆を栽培し、種子をとって我が家の種子を残す努力をする。それを他と交換しながら地域の品種を地域で開発していく。探せば、まだ農村には伝統的な品種が密かに栽培され続けている。これこそ遺伝的多様性のカギでもある。それを発掘し、地域の種子として広げていく。ヤブエンドウ、コブタカナ、アサギマメ等、養父市内にはまだ伝統的な品種が残されている。一農家一品種の野菜の種子や種芋を残す努力があっても良い。これらは企業の手には独占されない、まさに地域の財産である。そんなところから種子に対する関心を高め、子どもたちに伝え、地域の遺伝的多様性を守りつつ、地域の食料を守り、地域の農業を守り、地域の発展の基礎を地域住民の力で創り上げる、こんな自律的な活動が農村から起こっても良いのではないか。もともと種子は企業のものではなく、地域の財産だったことを自覚したい。

(2019.2)